

重点風景地区 7 ごんぼ積み地区

重点風景地区とは各務原市都市景観条例に規定する「風景区域の中で特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区」のことです。重点風景地区に指定された地区には、それぞれ独自の景観計画が定められています。重点風景地区内で建築物の建築などを行う場合は、景観計画に定められた風景形成基準を順守し、事前に市へ届出が必要になります。



歴史と現状

川島地区はその地名が示すように木曽川の中に浮かぶ“川中島”です。その昔、多くの中州で形成されていたこの地域は、洪水の度に大きく流れを変える木曽川とともに、その歴史を重ねてきました。現在の川島地区の姿が定着したのは、天正14年(1586)木曽川の大洪水の後とされ、その後、河道は一定したものの、洪水ともなれば氾濫は後を絶たず、水害との戦いが川島地区の歴史といえます。

この地区では水害対策として“ごんぼ積み”と呼ばれる石積みを家屋の基礎として建物を建てており、特に渡町、北山町にはそれが多く残り、“川中島”独特の景観を有しています。

現在もごんぼ積みが多く残っており、この石積みに挟まれるように細い路地が巡り、竹林や社寺を結ぶ石積みが連続する趣のある集落景観を形成しています。最近では河川改修が進み水害の心配が少なくなり、家屋の建替え等により、伝統的なごんぼ積み家屋は減りつつあります。

風景づくりのテーマ

“ごんぼ積み”の歴史的な風景の継承と再生

良好な景観の形成に関する方針

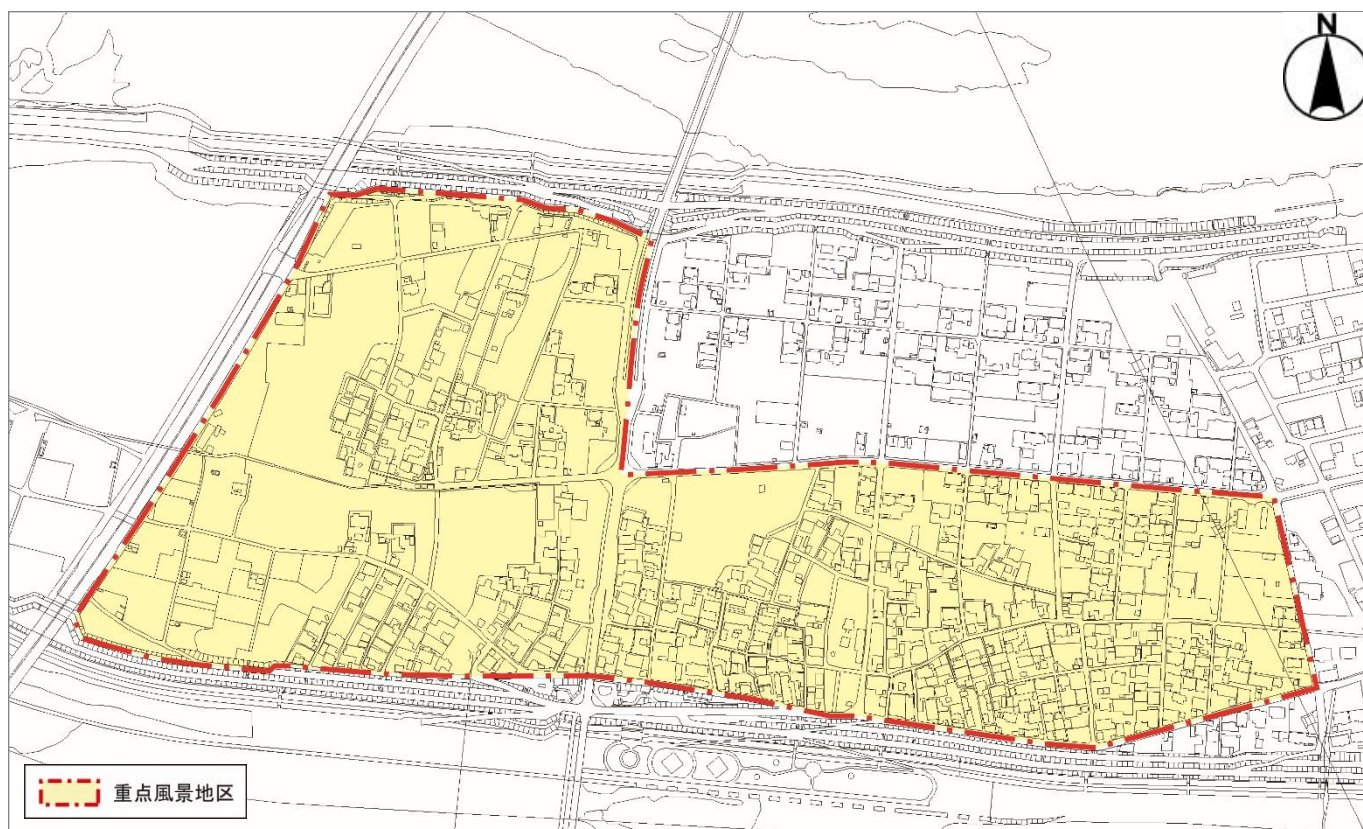
ごんぼ積み地区の“川中島”として歩んできた歴史性豊かな風景は、各務原市にとって重要な景観資源です。この歴史的な風景の継承と再生を図るため、良好な景観の形成に関する方針を以下の通り定めます。

方針

- ごんぼ積みを保全するように努めることにより、歴史的な落ち着いた風景を守る。
- 歴史的建造物は景観法に基づく景観重要建造物に指定し、積極的に保全を図る。

重点風景地区の区域

ごんぼ積み地区の重点風景地区としての対象区域を、堤防や橋からの眺めに配慮して下図に示す範囲で指定するものとします。



風景形成基準

重点風景地区に指定した区域内で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、下記に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 開発行為※その他政令で定める行為
4. 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為
 - (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 木竹の伐採
 - (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

※主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更

項 目		ごんぼ積み地区
建築物	高さ (最高限度)	13mとする。ただし、ごんぼ積みが連続する地域については10mとするよう努める。(神社仏閣は除く。)
	屋根	勾配屋根を原則とする。(2寸～6.5寸) 作業所・倉庫は、のこぎり形状とするよう努める。
	色彩	外壁の色彩は、歴史的な趣と調和するものとし、無彩色が落ち着いた色合いの低明度から中明度で、低彩度色とする。 <有彩度色の許容範囲> 色相：5R以上5Y以下 明度：8未満 彩度：4未満 アクセントカラーとして上記以外を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。
		屋根の色彩は木曽川の堤防などからの眺望景観に配慮するものとし、無彩色(明度不問)か低彩度色(彩度：4未満)を原則とする。
	設備	空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。
工作物	垣・柵	垣・柵を設ける場合は、生垣又は歴史的な趣と調和する形態・意匠とするよう努める。
	緑化	敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。
	ごんぼ積み	既存のごんぼ積みは保存するよう努める。
自動販売機		自動販売機は、歴史的な趣と調和する色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。
広告物		風景形成基準の詳細を参照

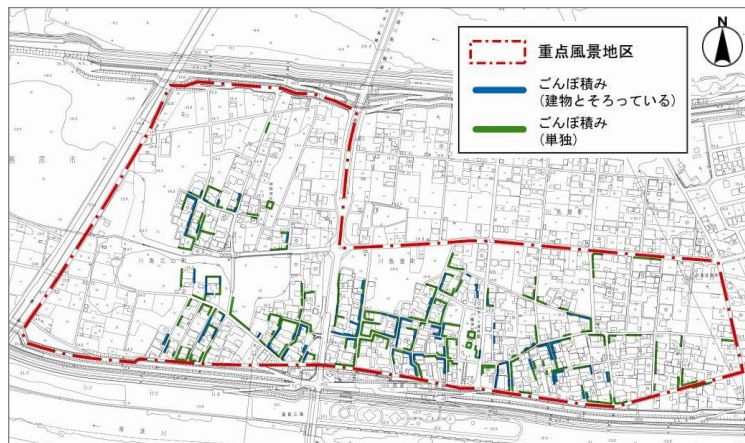
- 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れのある行為については、本景観計画で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準(各務原市色彩ガイドラインを含む)も適用するものとします。
- ここで規定するアクセントカラーは上記色彩の範囲外のものとし、また、高彩度色は各務原市色彩ガイドラインによるものとします。(色相0R～4.9R及び5.1Y～10Y 彩度5以上、色相5R～5Y 彩度7以上、左記以外の色相 2.5以上)
- 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。
- 色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とします。
- 河川区域及び河川保全区域内での施工にあたっては、施設管理者の許可を得て行うものとします。

風景形成基準の詳細

風景形成基準の内容について、具体的イメージやおすすめの修景事例を紹介します。

高さ(最高限度)

ごんぼ積み地区	13mとする。(神社仏閣は除く)
ごんぼ積みが連続する地域	10mとするよう努める。(神社仏閣は除く)



【高さ(最高限度)について】

- 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- 都市計画法第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。

木曽川の堤防からは、ごんぼ積み地区の家並みを眺めることができます。現在、高い建物はなく、その景色は懐かしい印象を受けます。良好な景色を守るため、建物の高さは低く抑えて下さい。

屋根

勾配屋根を原則とする。(2寸～6.5寸)

作業所・倉庫等は、のこぎり形状とするよう努める。

地区内は瓦の勾配屋根の建物が多くあります。地区の景観に配慮した勾配屋根として下さい。

また、集落内に点在する燃系工場等はのこぎり屋根が残り、ごんぼ積みと相まってまち並みに個性的なアクセントを与えています。のこぎり屋根もまち並みを特徴づける景観要素として継承していくことが重要です。



色彩

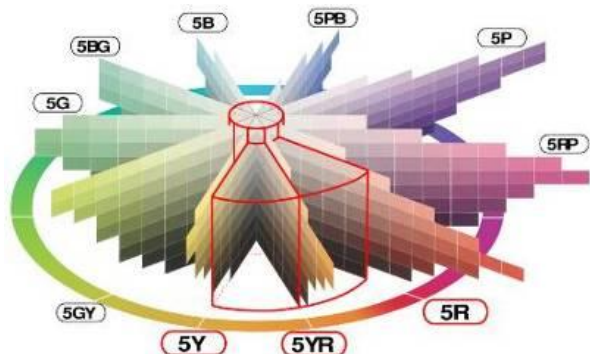
※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

外壁の色彩	屋根の色彩	アクセントカラー
色相:5R以上5Y以下 明度:8未満 彩度:4未満 無彩色	彩度:4未満 無彩色	外壁面積の5%まで

基調色として使用を避けたい高彩度



外壁の色彩のイメージ



【色彩基準について】

- 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

地区内の家屋の外壁には、板貼りやトタンが多く用いられ、ほとんどが黒、茶、こげ茶等の色彩で構成されています。まち並みの連続性を損なわないよう、落ち着いた色のある低彩度色として下さい。

設備

空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。

エアコン等の屋外設備が目立つと、落ち着いた景観の魅力が半減してしまいます。これらの設備を見えないところに設けるか、見えなくする工夫に努めて下さい。



垣・柵

垣・柵を設ける場合は生垣又は歴史的な趣と調和する形態・意匠とするよう努める。

通りに面して設ける垣や柵は目立ちやすく、通りを歩く人々に強い印象を与えます。味気ない印象を与えるコンクリートブロック塀等をむき出しにすることは避け、ごんぼ積みと調和するよう素材を工夫したり、落ち着いた色彩としてください。



緑化

敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適正な樹木の維持管理に努める。

緑が豊かなまち並みは日々の生活にうおいを与えます。庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなるため、維持管理に努めて下さい。



ごんぼ積み

既存のごんぼ積みは保存するよう努める。



自動販売機

地区内に設置される自動販売機は、歴史的な趣と調和する色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

自動販売機は利用者の確保のため、色彩は目立つ色が用いられますが、歴史的な川中島としての趣が損なわれます。色彩を変更するなどの措置を行って下さい。



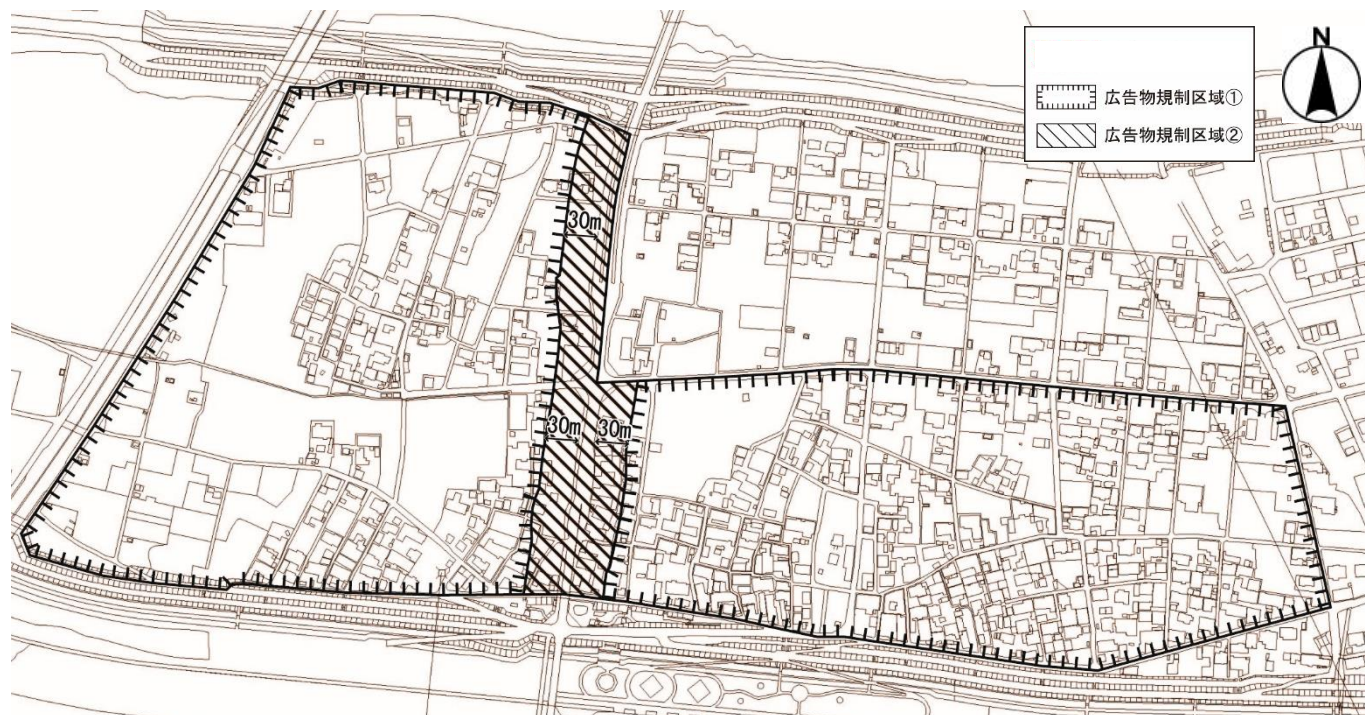
広告物

※詳細については「屋外広告物の掲出に必要な許可手続きについて」を参照。

広告物の素材及び色彩は歴史的な趣と調和するものとする。

区域	屋上広告物	案内用野立広告物	その他
広告物規制区域① (下記②以外の区域)	禁止	禁止	自家用のみ 表示面積は一つの事業所で合計10㎡以下
広告物規制区域② (主要地方道川島三輪線道路境界より30mまでの区域)	禁止	表示面積 一面2㎡以下 合計4㎡以下 高さ 5m以下	自家用のみ 表示面積は一つの事業所で合計10㎡以下

※上記以外の基準は、各務原市屋外広告物条例に準ずる。



「野立て看板のないごんぼ積み集落」は平成18年度から始まった各務原市都市景観賞のまち並み部門を受賞しました。この地区の落ち着いた景観を継承していくために、広告物は必要最小限に抑える必要があります。



【特例措置】

- 用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 都市計画法(昭和43年 法律第100号)第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法(昭和26年 法律第219号)第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。
- 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- 本景観計画の施行時に既存のものや既に着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。
- 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

重点風景地区及び景観地区における風景形成基準について、運用方針を下記のとおり定める。

(1) 屋根について

■「勾配屋根を原則とする」について

1. 勾配は、**10分の2以上**、かつ、**10分の6.5以下**とする。
2. 勾配屋根部分の水平投影面積が、当該建築物の建築面積の**50%以上**あれば勾配屋根建物とみなす。(但し、**中山道鵜沼宿地区は除く。**)
3. パラペットの立ち上げは**不可**とする。
4. 主である建物とは別棟の床面積の合計が**50㎡以下**の倉庫、納屋、車庫等(※附属建物)は勾配屋根の対象外であるが、勾配屋根が望ましい。

■ 屋根の葺き替えのみについて

屋根部分の2分の1を超える部分を変更する場合は、届出対象とする。(ただし、中山道鵜沼宿地区は**10㎡を超えれば届出対象**)

■ 屋根に設置する太陽光発電用パネルについて

【中山道鵜沼宿地区について】

地区内の太陽光発電用パネルの設置可能。ただし、中山道に面している屋根については瓦一体型の太陽光パネルのみ設置可能とする。

【中山道鵜沼宿地区以外について】

太陽光発電用パネル設置可能。

(2) 色彩について

■ 外壁の色彩について

1. 外壁とは、立面図上にあらわれる屋根以外の部分をいう。(外部建具(サッシ・玄関扉等)・戸箱・格子・シャッターボックス・手摺・塀等を含む。)
2. アクセントカラーとして「外壁面積の5%、10%まで」というのは、**各面ごと**に対する割合とする。
3. 色彩基準以外の色は、**アクセントカラー**とする。
4. 壁面広告は、色彩基準の**対象**とする。(別途屋外広告物の面積基準あり)
5. タイルやサイディング等の製品が、**複数の色彩**で着色されたものは、**平均的な色彩**で判断する。
6. 重点風景区域内の大規模行為は重点風景区域の行為届出書で届出て、図面に**色彩割合**(ベースカラー:アソートカラー:アクセントカラー)も明記してください。

※ アクセントカラーがある場合は以下のように届出図面に算定根拠を示してください。

※ 外壁面積は「見付面積」で計算してください。

※ 庇は屋根と扱いますので、外壁面積には算入しないでください。

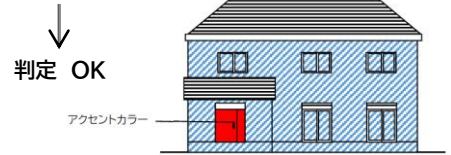
※ 基礎、サッシ、窓、バルコニー、笠木等は外壁面積に算入しません。

<記載例>

算定根拠 外壁面積 (■ + ■) = (計算式) = A ㎡

アクセントカラー部分の面積 ■ = (計算式) = B ㎡

$B / A = \bigcirc \% \leq 5\%$ (アクセントカラーの上限が5%の場合)



■ 屋根の色彩について

- 1) 煙突等・破風・鼻隠し・軒樋・庇は屋根として扱うものとする。→屋根の基準
- 2) パラペットなどで外部から見えない屋根であっても、色彩の対象とする。
- 3) 軒裏は立面図で表現される場合は審査の**対象**とする。

■ 無彩色の表示について

無彩色の場合も、マンセル値で表示するものとする。

(3) 壁面後退について

■ 壁面後退の緩和について

建築基準法施行令第135条の22の「外壁後退距離に対する制限の緩和」と同じとする。

(4) 緑化について

■ 樹木について

1. シンボルツリーとは、植栽時の高さが1.5m 以上、かつ、成木時の高さが4.0m 以上になる樹木をいう。
2. 低木とは、植栽時の高さが1.5m 未満、かつ、成木時の高さが3.0m 未満になる樹木をいう。
3. 中木とは、植栽時の高さが1.5m 以上、かつ、成木時の高さが3.0m 以上になる樹木をいう。
4. 高木とは、植栽時の高さが3.0m 以上、かつ、成木時の高さが5.0m 以上になる樹木をいう。
5. 地被植物とは、芝、リュウノヒゲ、シダ等の植物をいう。

(5) 届出行為の適用除外について

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として、下記、**仮設建築物は届出不要**とする。

また、重点風景地区及び景観地区の規制は**適用しない**。

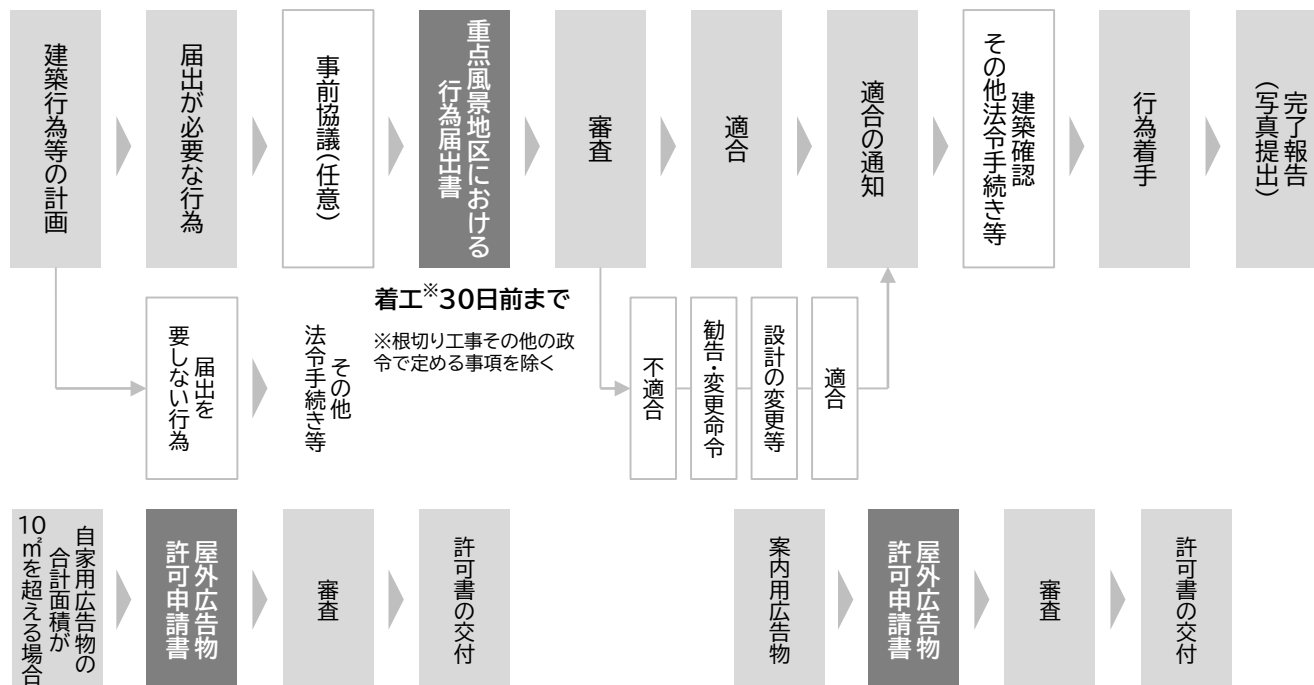
1. 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの。
2. 建築基準法第85条第6項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの。

行為の届出

届出の対象となる行為

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 開発行為その他政令で定める行為
4. 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

届出の流れ



届出の適用除外となる行為

景観法第16条第7項各号の規定により、届出の適用除外となる行為があります。届出の適用除外となる行為は以下のとおりです。

- 景観法に規定する届出の適用除外となる行為（景観法第16条第7項第1号～第10号）
- 景観法に基づき条例で規定する届出の適用除外となる行為（景観法第16条第7項第11号に基づき各務原市都市景観条例で規定）

特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為を定めます。特定届出対象行為は以下のとおりです。

- 建築物の建築等で、形態意匠、色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項に基づき各務原市都市景観条例で規定）
- 工作物の建設等で、形態意匠、色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項に基づき各務原市都市景観条例で規定）

備考

- 景観法第16条第1項の規定に基づく届出は、各務原市都市景観条例施行規則で定める様式に必要事項を記入し、正副2部を市へ提出してください。なお景観法第16条第5項の規定に基づく通知は1部提出とします。届け出た内容を変更するときも同様です。
- 届出書及び通知書には各務原市都市景観条例施行規則の別表に掲げる行為の区分に応じて必要な図書を添付してください。
- 規則の別表に掲げる図書のほか、必要と認める図書の添付を求めています。
- 行為の規模が大きいため、規則の別表に掲げる縮尺の図書では適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替えることができます。
- 届出を提出した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事、その他政令で定める工事に係るものは除きます。）に着手できません。（景観法第18条第1項）
- 届出内容に対して、必要に応じて勧告及び変更命令を行う場合があります。（景観法第16条第3項・景観法第17条第1項・第2項）
- 特定届出対象行為については、30日以内に回答できない合理的な理由があるときは、その理由を通知するとともに90日を超えない範囲まで延長することがありますので、なるべく事前協議を行うようにしてください。（景観法第17条第4項）
- 各務原市土地開発事業の調整に関する要綱第3条（適用範囲）に掲げる事項に該当する行為については、景観アドバイザー審査やパブリックコメントを受け付ける期間を設ける場合がありますので、事前にご相談ください。
- その他、行為の届出に関する事項は景観法及び各務原市都市景観条例の規定により行ってください。なお、行為の届出に関する事項は法や条例改正等により変更される場合があります。届出を行う際に施行されている法、条例等に従って行ってください。（景観法第2章第2節「行為の規制等」参照）（各務原市都市景観条例「第2章 景観計画」参照）

お問い合わせ

各務原市 都市建設部 建築指導課
〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
TEL:058-383-7218(直通) FAX:058-383-6365 E-mail:keikan@city.kakamigahara.gifu.jp
市ウェブサイト: <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>